

令和4年4月招集

臨時会会議録

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

令和4年4月君津郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
議長の報告	4
議事日程の決定	4
日程第1 議席の指定	5
日程第2 会期の決定	5
日程第3 会議録署名議員の指名	5
管理者職務代理者挨拶	5
日程第4 管理者の選挙	6
日程第5 議案上程	8
日程第6 提案理由の説明	9
日程第7 議案審議	10
管理者挨拶	15
閉会	15
署名議員	16

君津郡市広域市町村圏事務組合告示第5号

令和4年4月君津郡市広域市町村圏事務組合臨時会の招集について
令和4年4月君津郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月6日

君津郡市広域市町村圏事務組合
管理者職務代理者

君津郡市広域市町村圏事務組合
副管理者 高橋 恭市

記

- 1 開催日時 令和4年4月18日(月) 午後3時
- 2 場 所 君津市久保2丁目13番1号
君津市役所9階議会全員協議会室
- 3 付議事件
 - (1) 君津郡市広域市町村圏事務組合管理者選挙について
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
 - (4) 職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	渡辺	芳邦	君	2番	重城	正義	君
3番	大村	富良	君	4番	石井	宏子	君
5番	三浦	章	君	6番	保坂	好一	君
7番	小泉	義行	君	8番	渡辺	務	君
9番	平野	英男	君	10番	粕谷	智浩	君
11番	佐藤	麗子	君	12番	笹生	猛	君

不応招議員（なし）

出席議員 12名

1番 渡辺 芳邦 君

(渡辺芳邦君が管理者に選任されたため、君津郡市広域市町村圏事務組合規約第6条第2項の規定により、田中幸子君が組合議員に就任。)

1番 田中 幸子 君

2番 重城 正義 君

3番 大村 富良 君

4番 石井 宏子 君

5番 三浦 章 君

6番 保坂 好一 君

7番 小泉 義行 君

8番 渡辺 務 君

9番 平野 英男 君

10番 粕谷 智浩 君

11番 佐藤 麗子 君

12番 笹生 猛 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

管理者職務代理者

副 管 理 者 高橋 恭市 君

監 査 委 員 嶋田 源一 君

会 計 管 理 者 嶋野 光弘 君

事 務 局 長 中村 伸一 君

総 務 課 長 長谷川 秀明 君

企 画 財 政 課 長 奈良和 大和 君

会 計 課 長

児童発達支援
センター所長 藤 寄 勉 君

職務のため出席した者の職氏名

書 記 長 鈴木 伸房

書 記 室 武 頭

書 記 分 目 琢 也

○議長(渡辺務君) 本日は、たいへんお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。
ございます。

本日、広報掲載のため議場内の写真撮影の申し出があり、これを許可しましたので、
ご了承願います。

◎開会及び開議 午後3時00分

○議長(渡辺務君) ただいまの出席議員は、12名で、定足数に達しておりますので、
これより令和4年4月君津郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会し、本日の会議
を開きます。

◎議長の報告

○議長(渡辺務君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する、同法第121条の規定により、議長の
出席要求に対する出席者は、別紙印刷物により、ご了承願います。

次に、管理者職務代理者より、令和4年4月6日付けをもって議案の送付があり、こ
れを受理しましたので、ご報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

◎議事日程の決定

○議長(渡辺務君) 次に、本日の日程につきましては、会議規則第19条の規定により、
印刷配布してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承
願います。

(参 照)

議 事 日 程 令和4年4月18日 午後3時00分 開会

- 日程第 1 議席の指定
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 管理者の選挙
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明
 - 日程第 7 議案審議（議案第 6 号ないし議案第 9 号）
-

◎日程第 1 議席の指定

○議長(渡辺務君) 日程第 1、議席の指定を行います。

会議規則第 3 条の規定により渡辺芳邦君を 1 番に指定いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長(渡辺務君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺務君) ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長(渡辺務君) 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 8 8 条の規定により、5 番三浦章君、9 番平野英男君を指名いたします。

◎管理者職務代理者挨拶

○議長(渡辺務君) ここで管理者職務代理者から、招集の挨拶があります。

高橋職務代理者。

○管理者職務代理者(高橋恭市君) 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和4年4月組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、現在、当組合の管理者が空席となっております。地方自治法第292条の規定により準用する同法第152条第1項の規定によりまして、副管理者の私が職務を代理いたしますので、よろしくお願いいたします。

今、臨時会の付議事件は、管理者の選挙及び議案4件でございます。議案内容につきましては、後ほど提案理由際に説明申し上げますが、管理者の選出とともに十分にご審議をいただきまして、全議案とも原案どおり議決賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺務君) 以上で、管理者職務代理者の挨拶は終わりました。

◎日程第4 管理者の選挙

○議長(渡辺務君) 日程第4、管理者の選挙を行います。管理者は、組合規約第8条第2項の規定により、組合の議会において、関係市長の内から、これを選挙することとされております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条に、投票による選挙と指名推選による方法がありますが、従来例により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺務君) ご異議ないものと認め、指名推選により選出することに決定いたします。どなたか管理者の指名をお願いいたします。

石井宏子君。

○(石井宏子君) 管理者の選考につきましては、これまで管理者として木更津市の渡辺市長にたいへんお骨折りいただいております。

渡辺市長は、管理者に就任以来、本組合発展のためにご尽力されており、本組合の管

理者として最適任者でございます。

よって、引き続き木更津市の渡辺市長を、管理者に強く推薦いたします。以上でございます。

○議長(渡辺務君) ただいま、石井宏子君より、木更津市長の渡辺芳邦君を、管理者に推薦する発言がありましたが、ほかに指名はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(渡辺務君) ほかに指名がないようですので、お諮りいたします。

ただいま指名のありました渡辺芳邦君を、管理者の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺務君) ご異議ないものと認めます。よって、渡辺芳邦君が管理者に当選されました。

会議規則第30条第2項の規定により、渡辺芳邦君に当選を告知いたします。

渡辺芳邦君は、管理者の席にお着き願います。

○議長(渡辺務君) ここで、当選されました渡辺芳邦君に承諾の挨拶をお願いいたします。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様方の温かいご推挙によりまして、引き続き管理者を務めさせていただくこととなり、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、現在関係市が主体となり、組合の業務の見直し、今後のあり方や方向性について検討しているところでございます。これまで圏域における共同処理事務を担ってきた組合にとって非常に重要な時期を迎えており、その中で管理者の職務は重責であるものと認識している次第でございます。

今後とも、当圏域・関係市の発展、広域連携のためにも最大限努力を尽くす所存でございますので、どうぞ皆様方には引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(渡辺務君) 以上で、管理者の承諾の挨拶は終わりました。

管理者に渡辺芳邦木更津市長が当選されましたので、組合規約第6条第2項の規定により、木更津市の田中幸子副市長が引き続き組合議員に就任いたします。田中幸子君は入場してください。

なお、議席につきましては、空席となっております一番を指定いたします。

◎日程第5 議案上程

○議長(渡辺務君) 日程第5、議案上程を行います。

送付されました議案第6号ないし議案第9号を、一括上程いたします。なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますので、ご了承をお願いします。

(参 照)

君 広 総 第 1 7 号

令 和 4 年 4 月 6 日

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

議 長 渡 辺 務 様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者職務代理者

君津郡市広域市町村圏事務組合

副管理者 高 橋 恭 市

令和4年4月組合議会臨時会に係る議案の送付について

令和4年4月18日開会の組合議会臨時会に係る下記の議案を送付いたします。

記

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

議案第8号 職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第6 提案理由の説明

○議長(渡辺務君) 次に、日程第6、提案理由の説明を求めます。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日、ご提案をいたしました案件は、議案第6号から第9号までの4議案となります。以下、その案件につきまして、順次、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてでございます。本組合の一般職の職員の給料表を国に準じた給料表に改定し、並びに本組合の一般職の職員の管理職手当の支給率の上限及び等級別基準職務表を改定する等のため、職員の給与に関する条例について改正する必要が生じ急施を要したため、令和4年3月30日に専決処分したことを報告し、承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地域外来・検査センターについては、令和2年8月20日から令和4年3月31日まで千葉県との契約に基づき開設しておりましたが、令和4年4月以降についても開設する旨の依頼があり、継続したPCR検査体制を維持するべく予算措置を講ずる必要が生じ急施を要したため、令和4年3月31日に専決処分したことを報告し、承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第8号 職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、組織の見直しに伴い、職員の定数を削減するため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

最後に、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため並びに職員の育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため関係条文の整備をしようとするものでございます。

なお、細部につきましては、事務局長から補足説明を申し上げますので、十分ご審議のうえ、原案どおり、承認、可決賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく、お願いいたします。

◎日程第7 議案審議

○議長(渡辺務君) 以上で、提案理由の説明が終わりましたので、日程第7議案審議を行います。初めに、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村伸一君) 議案第6号 専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

本議案につきましては、組合の一般職の職員の給料表を国に準じたものに改定するとともに、管理職手当の支給率の上限及び等級別基準職務表を改定するため、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するもので、今年度から本改定を適用するにあたり、早急に関係条例を整備する必要が生じましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月30日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、3ページから7ページにございます別表第1行政職給料表を国の行政職俸給表に準じて改定し、8ページにございます別表第2等級別基準職務表の課長、所長の職務を6級から7級へ、係長、園長等の職務を4級から5級に改定するとともに、第4条第3項及び第4項の条文の文言等を整理したものでございます。あわせまして、第12条の2第2項に規定されている管理職手当の上限を100分の15から100分の20に改めたものでございます。

なお、条例の施行日は、令和4年4月1日としております。

また、新旧対照表につきましては、議案参考資料の1ページから6ページに掲載してございますので、後ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(渡辺務君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(渡辺務君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(渡辺務君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第6号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(渡辺務君) 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村伸一君) 議案第7号 専決処分の承認を求めることについての補足説明を行います。議案書9ページを、ご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実を図るため、県の要請により令和2年8月20日から今年3月31日まで開設しておりました地域外来・検査センターでございますが、4月以降も、9月末まで検査体制を維持してほしい旨、県から要請がございました。これを受諾するにあたり、PCR検査に係る事業費を早急に予算措置する必要が生じましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付けで令和4年度、君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計会補正予算第1号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。別冊、令和4年度、君津郡市町村圏事務組合補正予算書第1号の1ページ第1条をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ659万2千円を追加し、歳入歳出の総額を6億2千763万円にするものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。先ず歳出予算でございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、4目地域外来・検査センター事業費659万2千円につきましては、令和4年4月から9月分のPCR検査実施に伴う君津木更津医師会への業務委託料599万1千円及び防護服、マスクの購入費等、検査に係る諸経費60万1千円でございます。

次に、6 ページをご覧ください。歳入でございますが、3 款県支出金、1 項県委託金、2 目地域外来・検査センター県委託金の659万2千円につきましては、地域外来・検査センター運營業務に係る全ての経費について県委託金で賄われることから、歳出と同額を計上したものでございます。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(渡辺務君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(渡辺務君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(渡辺務君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(渡辺務君) 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第8号 職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村伸一君) 議案第8号 職員定数条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書11ページをお開きください。

当組合の職員の定数につきましては、職員定数条例第2条により規定しているところですが、昨年、天羽養護老人ホームの民間移譲が完了したことに伴い、定数の見直しが必要になったことから、今回条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第2条第2号に規定しております常時勤務する一般職の職員の定数62人を、天羽養護老人ホームを直営管理していた当時、当該施設に配置していた職員数17人を減らしました、45人に改めるものでございます。あわせて、第1条の職員の定義につきましても、現状に即した表現となるよう文言の修正を加えるものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行するものといたします。

また、新旧対照表につきましては、議案参考資料の7ページに掲載してございますので、後ほどご覧ください。

因みに、令和4年4月1日現在における本組合の職員配置状況でございますが常勤の一般職の職員が、プロパー職員18人、関係市からの派遣職員11人の合わせて29人、非常勤職員であるフルタイムの会計年度職員6人、短時間の再任用職員及びパートタイムの会計年度職員が13人となっております。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(渡辺務君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(渡辺務君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(渡辺務君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第8号 職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(渡辺務君) 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村伸一君) 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書、12ページをお開きください。

今回の改正は、令和4年2月17日に、職員の育児休業等の一部を改正する人事院規則が公布されたことに伴い、本組合におきましても、非常勤職員である会計年度任用職員等の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業等を取得しやすい勤務環境を整備していくため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第2条第3号ア(ア)で規定されている育児休業の取得

要件、第19条第2号アで規定されている部分休業の取得要件から引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員という要件を削除し、また、第23条として、妊娠又は出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認に関する条項、第24条として、研修の実施や相談体制の確立等勤務環境の整備に関する条項を新たに加えるものがございます。

なお、本条例の施行日は、公布の日からといたします。

また、新旧対照表につきましては、議案参考資料の8ページと9ページに掲載してございますので、後ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(渡辺務君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

2番、重城正義君。

○(重城正義君) 今回の改正においてですね、まず1点目が該当する職員がいるか否か。

2点目としては、その人数。3点目としては、先のことは読めないとは思いますが、取得する見込みがある職員がいるかどうかこの3点についてお聞きしたいと思っております。

○議長(渡辺務君) 長谷川総務課長。

○総務課長(長谷川秀明君) ただいまのご質問にお答えいたします。今回の条例改正におきまして対象者となる会計年度任用職員につきましては、現在のところおりません。2番目のもし対象となる人数について分かりましたらということなんですけれども、人数につきましてはちょっと分かりませんが参考までに20代、30代の会計年度職員の方を現在4名雇用しておりますのでこちらの人数が参考の人数となると思っております。今後の予定がある職員がいるかということなんですけれども今のところ会計年度任用職員で出産等を予定しているというお話は聞いておりません。以上です。

○議長(渡辺務君) 他に質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(渡辺務君) 他に質疑もございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(渡辺務君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(渡辺務君) 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○議長(渡辺務君) ここで閉会にあたりまして、管理者から挨拶があります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 令和4年4月組合議会臨時会の閉会に際しましてご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、提出いたしました全議案とも原案どおり議決いただき、重ねてお礼を申し上げます。

当選承諾の挨拶の中でも申し上げましたとおり、当圏域・関係市の発展のため、尽力して参りますので、今後とも本組合の運営につきまして、皆様方のご支援、ご協力を改めてお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(渡辺務君) 以上で、管理者の挨拶は終わりました。

◎閉 会

○議長(渡辺務君) これをもちまして、令和4年4月君津郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後3時26分 閉会